

平成 29 年 12 月 6 日

各 位

不動産投資信託証券発行者  
ケネディクス・オフィス投資法人  
代表者名 執行役員 内田 直克  
(コード番号 8972)

資産運用会社  
ケネディクス不動産投資顧問株式会社  
代表者名 代表取締役社長 田島 正彦  
問合せ先  
オフィス・リート本部 企画部長 竹田 治朗  
TEL: 03-5623-8979

### 資産運用報酬体系の変更提案に関するお知らせ

ケネディクス・オフィス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、本投資法人が資産運用会社に支払う資産運用報酬に関して、投資主利益との連動性をより高めた資産運用報酬体系の導入を目的に、資産運用報酬体系に関する規定を含む投資法人規約を一部変更することについて、平成 30 年 1 月 23 日に開催する本投資法人の第 9 回投資主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、投資主総会に付議する内容の詳細につきましては、本日付「規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 記

#### 1. 資産運用報酬体系変更の目的と概要（別添資料参照）

本投資法人は運用開始から 12 年が経過し、足許では資産入替によるポートフォリオの質向上に継続して取組みながら、約 4,000 億円の資産規模に成長しました。今般、投資主利益との連動性をより高めた資産運用報酬体系を導入することにより、投資主価値の更なる向上と資産運用会社の持続的な成長を目指していきたいと考えています。

変更後の資産運用報酬体系では、本投資法人の総資産額に連動する運用報酬Ⅰの料率を 0.15%から 0.13%に引き下げるとともに、運用報酬Ⅱについて、分配可能金額を基礎とする算定方法から 1 口当たり分配金の額を基礎とする算定方法に変え、投資口の希薄化抑止を意識した報酬体系に変更します。併せて、資産運用会社に 1 口当たり分配金の安定的な成長に対するインセンティブを付与するため、1 口当たり分配金の額が安定的に増加した場合に限り発生する運用報酬Ⅲを新設します。また、これらの運用報酬Ⅱ及びⅢに関して、本投資法人が自己投資口の取得等を行った場合に計算式に必要な調整を加える旨の規定を追加します。

なお、平成 29 年 4 月期に本投資法人が負担した資産運用報酬額（取得及び譲渡報酬を除く）の当該期末時点における総資産額に対する比率は、J-REIT 全体の平均負担比率と比較して相対的に低い水準です。変更後の資産運用報酬体系を当該期実績に適用した場合、本投資法人の負担比率は微増しますが、J-REIT の中での相対的な位置付けは概ね変わらない見込みです。

#### 2. 適用時期

本変更は、平成 30 年 1 月 23 日に開催する本投資法人の第 9 回投資主総会での承認をもって、平成 30 年 10 月期（平成 30 年 5 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日）より効力が発生し、変更後の資産運用報酬体系が適用されます。

#### 3. 運用状況の見直し

平成 29 年 10 月期（平成 29 年 5 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日）の運用状況の予想についての修正はありません。

以 上

\* 投資法人のウェブサイト：<http://www.kdo-reit.com/>

# 資産運用報酬体系の変更について

## 報酬体系変更のポイント

- 資産規模連動の比率を引下げ、収益連動の比率を上げる
- 投資口の希薄化抑止を意識した1口当たり分配金に基づく報酬体系の導入
- 1口当たり分配金の安定成長を目指してインセンティブ報酬を新設

	変更前		変更後(注1) (第27期(平成30年10月期)より)
資産規模に連動した報酬	<p>運用報酬 I</p> <p>総資産額 × 0.15%</p>	料率引下げ	<p>運用報酬 I</p> <p>総資産額 × 0.13%</p>
収益(分配金)に連動した報酬	<p>運用報酬 II</p> <p>分配可能金額 × 3.0%</p>	投資主利益との連動性強化	<p>運用報酬 II</p> <p>1口当たり分配金(注2) × 23,000</p>
		インセンティブ報酬の導入(新設)	<p>運用報酬 III</p> <p>1口当たり分配金増加額(注3) × 発行済投資口数 × 10%</p>

注1:平成30年1月23日に開催する本投資法人の第9回投資主総会での承認が前提。

注2:運用報酬II及びIII控除前当期純利益から前期繰越損失がある場合には前期繰越損失を控除した金額を当該営業期間に係る決算期における発行済投資口数で除して算出。

注3:1口当たり分配金から、直近4営業期間の1口当たり分配金の単純平均額を減算して算出したものを1口当たり分配金増加額とします。当該増加額が0円を超えない場合には運用報酬IIIは発生しません。